

告 示

埼玉県告示第三百三号

蓮田市から蓮田都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都
市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二
十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において
縦覧に供する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野元裕